

山形市産材利用拡大促進事業

移住世帯・子育て世帯・三世代世帯・近居世帯に加え、
より山形市産材を多く使用していただいた方に
加算制度を設けました!!

山形市内に自ら居住する戸建て住宅を新築する方で、山形市有林及び山形市内の森林から伐採・搬出された木材を使用する場合に、補助金を交付します。

主な条件

- ・山形市産材を8㎡以上使用するもの
- ・山形市内に事業所を有する工務店等が施工業者であること
- ・令和4年3月末までに住宅が完成し、入居したことが確認できること

補助額

1戸あたり 50万円

☆加算制度により、**最大80万円**まで補助金が受けられます

- ・移住世帯、子育て世帯、三世代世帯、近居世帯に該当し、山形市産材を10㎡以上使用する場合
- ・**上記世帯に該当しない方で、山形市産材を12㎡以上使用する場合(ゼロカーボンシティ貢献枠)**には、補助金の加算制度があります。【加算額 1件当たり10万円 最大30万円】

募集方法

募集戸数 全 30戸(内 ゼロカーボンシティ貢献枠 5戸)

募集期間 第1期募集 令和3年4月21日(水)～ 20戸程度(先着順)

第2期募集 令和3年8月 2日(月)～ 10戸程度(先着順)

※募集戸数に到達次第、受付を終了します。

お申し込み・お問い合わせ

山形市農林部森林整備課 TEL(023)641-1212 内線448

詳細については、市のホームページをご覧ください。



令和3年度山形市産材利用拡大促進事業の概要

1 事業内容

山形市の豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を目指すとともに、林業再生を通じて森林の適正な整備や地球温暖化防止に寄与し、ゼロカーボンシティの実現に貢献するため、**(※) 山形市産材**を使用して戸建て住宅を新築する方に支援します。

☆移住定住・子育て支援対策及びゼロカーボンシティ実現対策として、補助金の加算制度がございますので是非ご確認ください。

(※) **山形市産材**とは・・・山形市有林又は山形市内の森林から伐採され、市内の製材業者又は山形木材業組合加盟業者から加工出荷された木材で、生産・流通履歴が明確で適正に管理された木材。

2 補助対象者

市税に滞納がなく、次のいずれかに該当する方。

- (1) 交付申請時点の住所が山形市にある方で、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築する方。
- (2) 交付申請時点の住所が山形市外にある方で、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、山形市に住民登録をする方。

3 補助対象となる住宅

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 個人が建築主であり、自らが居住する新築の戸建て住宅。
- (2) 1戸あたり山形市産材を8㎡以上使用する戸建て住宅。
- (3) 建築士が設計する戸建て住宅。
- (4) 市内に事業所を有する工務店等が戸建て住宅の施工業者であるもの。
- (5) **補助事業完了の日*から20日を経過する日**又は令和4年3月末のいずれか早い日まで実績報告書が提出できること。

※補助事業完了の日とは、住所変更が必要な場合は住民票上の「住定年月日」とし、必要ない場合は建築基準法の規定による「検査済証交付日」とします。

4 その他

- ・工事は山形市から「交付決定通知書」が届いてから着手してください。**※着手済みの工事は、補助の対象となりません。**
- ・受付は、必要書類がすべて揃った時点で受領します。

☆加算制度の概要

【加算世帯の定義】

①移住世帯

- ア 交付申請時点の住所が山形市外にある世帯（令和2年4月1日以降に山形市から転出した世帯を除く。）で、かつ、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、山形市に住民登録をする世帯
- イ 交付申請時点の住所が山形市にある世帯で、かつ、平成31年4月1日以降に山形市に住民登録をした世帯（当該住民登録の日前10年の全期間において、山形市外に居住していた世帯に限る。）
- ウ 交付申請時点の住所が山形市にある世帯で、かつ、平成23年3月11日において東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島）の各県に限る。）に居住していた世帯

②子育て世帯

満18歳以下の世帯員が3人以上含まれその父母又は祖父母のいずれかが同居する世帯

③三世代等世帯（三世代世帯又は近居世帯）

直系親族三世代が同居し、かつ満18歳以下の世帯員がいる世帯、又は親世帯と子世帯（満18歳以下の世帯員がいる世帯に限る）の居所の直線距離が2km超から2km以下に住み替える世帯

【加算の対象要件】

パターン	加算要件	市産材使用量	加算額
(1)	①移住世帯、②子育て世帯、③三世代等世帯のいずれかに該当する世帯	10m ³ 以上	10万円
(2)	①移住世帯 + ②子育て世帯 ①移住世帯 + ③三世代等世帯 ②子育て世帯 + ③三世代等世帯 のいずれかに該当する世帯	10m ³ ～12m ³ 未満	10万円
		12m ³ 以上	20万円
(3)	①移住世帯+②子育て世帯+③三世代等世帯に該当する世帯	10m ³ ～12m ³ 未満	10万円
		12m ³ ～14m ³ 未満	20万円
		14m ³ 以上	30万円
(4)	①移住世帯、②子育て世帯、③三世代等世帯のいずれにも該当しない世帯	12m ³ 以上	10万円